

### 《毎日の体調管理と生活管理（登下校時）について》（学生向け表記）

1. 毎日、朝、夜2回体温を計測し、行動記録と共に記録・管理すること。
2. 発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに外出を控え、速やかに受診、自宅で休養すること。発熱や強い倦怠感があるときは、必ず学校（または担任）に報告すること。
3. 十分な睡眠と栄養を取って体調を整え、マスクの着用や石鹸を使ったこまめな手洗い等を行うこと。清潔なタオル・ハンカチを持つよう準備する。建物に入る時は、手洗いや手指消毒剤による衛生管理を行ってから入室すること。  
咳やくしゃみが出そうなときは、素手を使わず、マスク・ティッシュ・袖で口や鼻をおさえること。
4. 外出する場合は、(1)換気の悪い密閉空間(2)多くの人の密集する場所(3)密接した会話を避ける—の3密空間を避けること。
5. 集会（食事会等を含む）や濃厚接触の可能性があるイベント（コンサート・スポーツ観戦等）への参加は禁止する。
6. 不要不急の県境を越える移動は禁止する。やむを得ず県境を越える場合（実習、就職活動、受験、帰省等）、県境異動届、行動記録表、体調管理記入表、登校許可願※の提出すること。また、国が示した緊急事態宣言地域への移動の場合は、帰宅した日の翌日から1週間は登校を禁止する。それ以外の地域への移動は、行動履歴や体調等の状況から判断し、登校禁止期間は1週間未満で設定する。

#### ※登校許可願条件

①制限地域内で飲酒、会食を行っていない②制限地域に移動した日から登校当日までの間に体調不良が無い③COCOAによって陽性者と接触が無い

7. アルバイトは原則禁止する。
8. 会食、娯楽施設（カラオケ、ゲームセンター等）利用は禁止する。
9. 外食は、個人または同居家族間では可能とし、3密回避等の感染予防策が十分取られている場所を利用すること。

### 《授業実施における対策》

1. 調整可能な限り学年ごとに授業開始時間をずらし、出来るだけ密集を避けさせる。
2. 授業中は学生間の空間を取り、出来るだけ広い部屋（講堂や実習室）を使用するよう配慮する。
3. 授業中の換気：授業中は常に2方向の窓を開け、90分の授業の中間あたりで5～10分間、更に大きく窓やドアを開け換気をする。
4. グループワークなどの対面での授業形態を極力避ける。実技などの対面や接触をする授業の場合は、マスク等を着用の上、接触前後に手指消毒を行い、授業終了後は手洗い・含嗽を徹底する。
5. 実習室などの器具や設備を使用した後は、アルコール消毒を行う。
6. 実技演習等の場面では、手指消毒用のアルコール剤を個人で所持し、他者との接触前後で使用するように徹底する。フェイスシールドは、常に所持し、他者と対面で関わる場合は着用する。極力声を出さないようにする。

### 《休み時間や昼食時における対策》

1. 人の出入りが多い玄関や職員室、教室、トイレのドア、階段の手すりなどは定期的にアルコール消毒を行い、校内の衛生管理を徹底する。
2. 昼食は、教室だけでなく講堂や実習室へ分散し、3密空間を避ける環境作りに努めること。歯磨きも同様。
3. 各自の持ち物や机の上などは各自で清潔に保つよう管理すること。
4. 飲食（昼食や水分補給）をする場合は、十分に換気し適度な距離を取りつつ対面にならないよう全員が同じ向きに着席する。また、マスクは飲食のタイミングの時だけ外し、それ以外はマスクを着用する（またはハンカチで口元を隠す）こと。マスクを外した状態での会話はつつしみ、大声での会話は禁止。
5. 各自、除菌シート、携帯用手指消毒、ゴミ袋を準備する。除菌シート、ティッシュ等の不潔なごみはゴミ袋に入れ、しっかり結び密閉した状態で捨てる。

### 《欠席等の取扱いの拡大について》

[学生]

1. 37.5度以上の発熱があり、風邪症状、味覚・嗅覚異常などが見られる場合、医療機関の指示による期間「欠席扱いとしない」
2. 新型コロナウイルス感染症の検査対象となり検査結果が判明するまでの間「欠席扱いとしない」
3. 新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された場合、登校が許可されるまで「出席停止」

[同居の親族等]

1. 同居する家族等が新型コロナウイルス感染症の検査対象となり検査結果が判明するまでの間「欠席扱いとしない」
2. 同居する家族等が新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された場合、登校が許可されるまで「出席停止」

※いずれの場合も所定の手続き（欠席届（感染予防対策用）、発覚日以前の行動記録表、体調管理表）を行った場合の取扱とする。

※ 感染の疑いがある場合、まずは担任へ連絡させる。

### 《発熱時の欠席の対応について》

1. 37.5度以上の発熱の場合は、医療機関を受診させ、PCR検査を受けるように促す。医師の判断によりPCR検査を受ける必要がなかった場合は診断名を確認する。
2. 別の診断がついた、またはPCR検査が陰性で、結果が出た時点で下熱していれば、その日より登校することができる。
3. PCR検査が陽性の場合は、陰性判定後から1週間は出席停止とし、状況に応じて更に停止期間を延長する場合がある。
4. PCR検査を受けたものは、所定の手続きを行った場合、陰性であれば検査結果が出た日まで、陽性であれば登校できない期間は「欠席扱いとしない」。

5. 別の診断の場合やPCR検査の結果が陰性であっても、37.5度以上の発熱が継続する場合は、下熱するまで欠席させる。
6. 臨床実習中は、実習施設の基準に従うこと。

#### 《定期試験における発熱時の対応について》

1. 37.5度以上の発熱がある場合の対応は『発熱時の欠席の対応について』に準ずる。
2. 1.に該当し、所定の手続きを行った場合は、追試験を行うことができる。
3. 37.5度未満の発熱がある場合は、他の学生と接触させないようにし、別室での受験を検討することができる。

#### 《発熱等症状の場合の対応》

1. 発熱等の風邪症状が見られる場合には、医療機関に相談または受診させる。
2. 次の症状がある場合は、(1) (2)を目安に「帰国者・接触者相談センター」に相談させる。
  - (1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。  
(解熱剤を飲み続けなければならない時を含む)
  - (2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。  
※基礎疾患がある学生等は、上の状態が2日程度続く場合

#### 《来校者の対応》

1. 事前に予定していた訪問者との打合は、十分に換気し応接室を使用すること。それ以外の者は、事務窓口か屋外で対応。
2. 卒業生の求人表閲覧等は、応接室か面談室を利用させること。
3. 外部の研修会等による施設使用は原則許可しない。

#### 《学校関係者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合（濃厚接触者・接触者含む）の対応》

1. 学生等学校関係者が濃厚接触者となった場合
  - (1)情報の迅速な入手  
教職員はもとより、保護者等にも、感染の疑いの情報等をすみやかに校長に知らせることを改めて依頼し、徹底しておく。
  - (2)当該学校関係者は登校（出勤）停止とし、陰性判定後も感染者と最後に接触した日より2週間自宅待機させる。
  - (3)校内の消毒を行う。
  - (4)保護者あての連絡文書を準備する。  
※同居者が濃厚接触者として検査対象になった場合も同様とする。
2. 学生等学校関係者が接触者となった場合
  - (1)当該学校関係者は登校（出勤）停止とし、陰性判定であれば翌日より登校可能とする。  
※同居者が接触者として検査対象になった場合も同様とする。
3. 学生等学校関係者の感染が確認された場合
  - ①当該学校関係者は、陰性判定後から1週間は出席停止とし、状況に応じて更に停止期間を延長する場合がある。

②以下の (1) (2) の状況に合わせて保護者に文書にて連絡する。

(1) 臨時休業の必要がないとされた場合(保健所から校内の濃厚接触者の指定がない場合)

校内における濃厚接触者0名でも、消毒を行う。

(2) 臨時休業を行う必要があるとされた場合

校内における濃厚接触者があり、保健所から臨時休業(学級、学年、学校全体)することを助言された場合は、校内の消毒を行うとともに、濃厚接触者の陰性が確認されるまでの期間(2~3日間)臨時休業を行う。

また、濃厚接触者の中から陽性者が出た場合は、保健所の助言に基づき、臨時休業の延長を行うこととなるので、改めて保護者に文書にて連絡する。

#### 4. 消毒の方法について

- ・対象者が触れた場所をふき取りにより消毒する。噴霧は菌が舞い上がる可能性があるため行わない。
- ・消毒液は次亜塩素酸ナトリウムもしくは消毒用エタノールを使用する。
- ・陽性者が出た場合は保健所がどのように行動したかを聞き取ったうえで、どの範囲か指示を出す。濃厚接触者またはそれに近い対象者のための消毒は、対象者が触れたものや行動した場所の半径2mの範囲を消毒する。

#### 《同居者・同居家族が濃厚接触者に特定された、またはPCR検査を受けた場合》

- ・同居者・同居家族の学校や職場で感染が判明し、その家族が濃厚接触者となった場合は検査結果に係わらず、2週間登校停止とする。
- ・濃厚接触者には当たらないが念のためにPCR検査等を受検することになった場合、PCR検査等の結果が出るまでは自宅で待機とする。結果が陰性であった場合は、翌日より登校可能。ただし、検査対象者となった家族に陽性者との接触状況によっては登校停止とする場合もある。

#### 《同居者に準ずる者が濃厚接触者となった場合の対応について》

- ・同居者に準ずる者が濃厚接触者と認定され、PCR検査等の結果で陰性判定がでた場合でも、同居する者が最後に接した日から1週間は登校(出勤)停止とする。

#### 《実習前PCR検査にて「高リスク」者がいた場合》

①該当者は自宅待機(登校している場合は帰宅させる)

臨時休校

②保健所へ連絡

該当者の検査を依頼

③該当者が陽性の場合

保健所からの指示で濃厚接触者・接触者を特定

検査対象者の結果が出揃うまで全学年臨時休校

職員は濃厚接触者・接触者に当たらなければ出勤して対応

④陰性の場合

全学年登校再開